

契約担当官
航空自衛隊第8航空団
会計隊長 山崎 陽一郎

公 告

下記により入札を実施するので、入札及び契約心得を熟知の上、参加されたい。

記

- 1 入 札 方 式

一般競争入札
- 2 入 札 日 時

令和8年7月22日（水） 10時30分
- 3 入 札 場 所

福岡県築上郡築上町西八田 航空自衛隊築城基地会計隊入札室
- 4 参 加 資 格

(1) 予算決算及び会計令第70条及び71条の規定に該当する者でないこと。

(2) 令和7・8・9年度の資格結果通知書(全省庁統一資格)で「役務の提供等」のA、B、C又はD等級に格付けされ、九州地域の競争参加資格を有する者とする。

(3) 契約担当官等から、又は防衛省としての指名停止措置を受けている期間中のものでないこと。
ア 防衛装備庁長官から又は航空幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
イ 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
ウ 原則、現に指名停止を受けている者の下請負について認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を防衛装備庁長官が認めた場合には、この限りではない。
- 5 入 札 方 法

落札決定に当たっては、入札書に記載された単価をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった単価の100分の110に相当する額を入札書に記載する。
- 6 保 証 金

入札保証金 免除
契約保証金 免除
- 7 契 約 方 法

単価契約
- 8 決 定 方 式

単品決定
- 9 入 札 の 無 効

4の参加資格のない者のした入札、又は入札に関する条件に反した入札は無効とする。
- 10 契約書等作成の有無

有
- 11 適用する契約条項

航空自衛隊標準契約条項、委託契約条項及び適用契約条項の関係条項による。
- 12 契約条項を示す場所

航空自衛隊築城基地 会計隊契約班
- 13 入札に付する事項

品 名（件 名）	履行場所	履行期限	適要
技能訓練（車両操縦訓練） 外	受注者指定場所	契約締結日 ～ 令和9年3月31日	入札書のとおり

- 14 そ の 他

(1) 代理人による入札参加は、「委任状」及び代理者の印鑑を持参するものとする。

(2) 入札参加希望者は、入札日開始前までにメール等にて「資格審査結果通知書」の写しを提出するものとする。その際、下記問い合わせ先に到着の有無を確認する。

(3) 郵便による入札を希望するものは、記録に残る方法を用いて入札日前日17:00までに下記連絡先まで郵送すること。※郵便による入札の場合は、再入札は辞退と見なします。

(4) 本書記載事項の詳細、その他不明な点については会計隊契約班に照会のこと。

福岡県築上郡築上町西八田
航空自衛隊築城基地会計隊契約班 担当：松本
電話 0930-56-1150（内線3522）
Mail MATSUMOTOj4c@inet.aci.mod.go.jp

市価調査書

令和 年 月 日

会社名

履行場所 受注者指定場所
履行期間 契約締結日～令和9年3月31日

	品 名(件 名)	規 格	単 位	予定数量	単 価	金 額	備 考
1	技能訓練 (車両操縦訓練)	仕様書のとおり 普通自動車操縦訓練 (普通自動二輪保有者)	人	1			(税込)
2	技能訓練 (車両操縦訓練)	仕様書のとおり 中型自動車操縦訓練 (普通免許以上保有者)	人	1			(税込)
3	技能訓練 (車両操縦訓練)	仕様書のとおり 大型自動車操縦訓練 (普通自動車免許保有者)	人	8			(税込)
4	技能訓練 (車両操縦訓練)	仕様書のとおり 大型自動車操縦訓練 (中型自動車8t限定免許保有者)	人	5			(税込)
5	技能訓練 (車両操縦訓練)	仕様書のとおり 大型自動車第二種操縦訓練 (大型自動車第一種保有者)	人	1			(税込)
6	技能訓練 (車両操縦訓練)	仕様書のとおり 大型特殊自動車操縦訓練 (普通自動車免許以上保有者)	人	3			(税込)
7	技能訓練 (車両操縦訓練)	仕様書のとおり けん引自動車操縦訓練 (普通自動車免許以上保有者)	人	4			(税込)
8	技能訓練(フォークリフト 運転技能講習)	仕様書のとおり フォークリフト運転技能講習 (普通自動車免許以上保有者)	人	3			(税込)
9	技能訓練(フォークリフト 運転技能講習)	仕様書のとおり フォークリフト運転技能講習 (大型特殊自動車免許保有者)	人	1			(税込)
10		以下余白					
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
21							

入 札 書

下記のとおり、「入札及び契約心得」並びに入札条件等承諾の上提出します。

令和8年7月22日

契約担当官
航空自衛隊第8航空団
会計隊長 山崎 陽一郎 殿

住 所
会 社 名
代 表 者 名

印

履行期間	契約締結日 ～ 令和8年3月31日	履行場所		受注者指定場所	
品 名 (件 名)	規 格	単位	予定 数量	単 価	備 考
技能訓練 (車両操縦訓練)	仕様書のとおり 普通自動車操縦訓練 (普通自動二輪保有者)	人	1		(税込)
技能訓練 (車両操縦訓練)	仕様書のとおり 中型自動車操縦訓練 (普通免許以上保有者)	人	1		(税込)
技能訓練 (車両操縦訓練)	仕様書のとおり 大型自動車操縦訓練 (普通自動車免許保有者)	人	8		(税込)
技能訓練 (車両操縦訓練)	仕様書のとおり 大型自動車操縦訓練 (中型自動車8 t 限定免許保有者)	人	5		(税込)
技能訓練 (車両操縦訓練)	仕様書のとおり 大型自動車第二種操縦訓練 (大型自動車第一種保有者)	人	1		(税込)
技能訓練 (車両操縦訓練)	仕様書のとおり 大型特殊自動車操縦訓練 (普通自動車免許以上保有者)	人	3		(税込)
技能訓練 (車両操縦訓練)	仕様書のとおり けん引自動車操縦訓練 (普通自動車免許以上保有者)	人	4		(税込)
技能訓練 (フォークリフト 運転技能講習)	仕様書のとおり フォークリフト運転技能講習 (普通自動車免許以上保有者)	人	3		(税込)
技能訓練 (フォークリフト 運転技能講習)	仕様書のとおり フォークリフト運転技能講習 (大型特殊自動車免許保有者)	人	1		(税込)
	以下余白				
入札金額	¥				

委 任 状

契約担当官
航空自衛隊第8航空団
会計隊長 山崎 陽一郎 殿

次の者を代理人と定め、下記事項について委任します。

受 任 者	
住 所	
氏 名	印

記

技能訓練（車両操縦訓練） 外 の入札の件

令和8年7月22日

委任者(会社名)	
住 所	
氏 名	印

築 城 基 地 仕 様 書			
仕様書の種類	内容による分類	役 務 仕 様 書	
	性質による分類	個 別 仕 様 書	
物 品 番 号		仕 様 書 番 号	
		築基LPS-X00497	
品名又は件名	技能訓練（車両操縦訓練）	承認年月日	令和7年4月25日
		作成年月日	令和7年4月23日
		改正年月日	
		作成部隊名	司令部援護室
1 総則 1.1 適用範囲 この仕様書は,航空自衛隊築城基地で実施する技能訓練(車両操縦訓練)について適用する。 1.2 用語及び定義 本仕様書でいう技能訓練（車両操縦訓練）とは,道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）（以下「道交法」という。）第八十四条第三項（運転免許）に定める「第一種運転免許」のうち「大型自動車免許」,「中型自動車免許」,「準中型自動車免許」,「普通自動車免許」,「大型特殊自動車免許」及び「牽引免許」,第八十四条第四項（運転免許）に定める「第二種運転免許」のうち「大型自動車免許」,「中型自動車免許」,「普通自動車免許」について,官側が指定するいずれかの免許を官側から差し出す隊員（以下「被訓練者」という。）に対して免許取得に必要な教習等を行うこととする。 1.3 資格 契約相手方は,道交法第九十九条（指定自動車教習所の指定）に定める公安委員会に指定された指定自動車教習所の設置者とする。 2 役務に関する要求 a) 契約相手方は被訓練者に対して,道交法,道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）及び施行規則に則り,施行規則第三十三条（教習の時間及び方法）,第三十四条（技能検定）及び第三十四条の二（卒業証明書の発行等）行うものとする。 b) 契約相手方は,施行規則第三十四条（技能検定）のうち卒業検定1回及び修了検定1回にかかる経費（検定及び申請料金等を含む。）を負担するものとする。 c) 本訓練に使用する施設,教材及び講師等については,受託者が準備するものとする。			

文書管理者：第8航空団司令部援護室長 作成年月日：2025.4.23 保存期間：5年
 保存期間満了日：2031.3.31 枚数：3枚 配布先：なし

- d) 訓練日数は、普通自動車免許以外は90日以内を基準とし、普通自動車免許については120日以内を基準とする。
- e) 訓練時間は、平日の0815～1700の間を基準とし、細部についてはその都度官側と調整するものとする。
- f) 契約相手方は、訓練開始日について、官側と調整するものとする。
- g) 契約相手方は、訓練が終了した場合は、別紙様式に定める訓練終了届を作成のうえ技能訓練終了後、速やかに検査官に提出し検査を受けるものとする。
- h) 契約相手方は、築城基地近傍（概ね築城基地から築城駅の間）から履行場所までの間の往復について、被訓練者の送迎等を行うものとする。（巡回送迎を含む。）
- i) 前項に要する時間は、往復それぞれ1時間程度を基準とする。

3 その他の指示

3.1 個人情報の取扱い

契約相手方は、被訓練者の個人情報について、各訓練の指導、技能訓練修了証の交付等の部外技能訓練実施に係わる目的以外に使用しないものとする。

3.2 仕様書の疑義

本仕様書に疑義が生じた場合、又は本仕様書に明記していないことが生じた場合は、その都度速やかに契約担当官と速やかに協議するものとする。

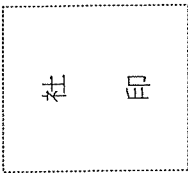
訓練終了届

番号	件名	被訓練者			訓練期間	備考
		所属	階級	氏名		
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						

上記のとおり終了したので、報告します。

令和 年 月 日

受託者
住会代
所社表
者名者



築城基地仕様書			
仕様書の種類	内容による分類	役務仕様書	
	性質による分類	個別仕様書	
物品番号		仕様書番号	
		築基LP S-X00496	
品名又は件名	技能訓練（フォークリフト 運転技能講習）	承認年月日	令和7年4月25日
		作成年月日	令和7年4月23日
		改正年月日	
		作成部隊名	司令部援護室
1 総則 1.1 適用範囲 この仕様書は、航空自衛隊築城基地で実施する技能訓練（フォークリフト運転技能講習）について適用する。 1.2 用語及び定義 本仕様書でいう技能訓練（フォークリフト運転技能講習）とは、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）（以下「法」という。）及び労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）（以下「規則」という。）に定める「技能講習」について、官側から差し出す隊員（以下「被訓練者」という。）に対してフォークリフト運転技能講習を実施することとする。 1.3 資格 契約相手方は、法に定める登録教習機関とする。 2 役務に関する要求 a) 契約相手方は被訓練者に対して、法及び規則に則り、技能講習を行うものとする。 b) 本講習期間については、「無資格者」については4日～5日、「普通自動車運転以上免許」保有者は4日、「大型特殊免許」保有者は2日をそれぞれ基準とする。 c) 本訓練に使用する施設及び講師等については、契約相手方が準備するものとし施設については、築城基地から車で、おおよそ1時間以内で通所が出来る施設とする。 d) 訓練開始日について、官側と調整するものとする。 e) 訓練時間は、平日の0815～1700の間を基準とし、細部についてはその都度、官側と調整するものとする。 f) 契約相手方は、訓練が終了した場合は、別紙様式に定める訓練終了届を作成のうえ技能訓練終了後、速やかに検査官に提出し検査を受けるものとする。			

文書管理者：第8航空団司令部援護室長 作成年月日：2025.4.23 保存期間：5年
 保存期間満了日：2031.3.31 枚数：3枚 配布先：なし

3 その他の指示

3.1 個人情報の取扱い

契約相手方は、被訓練者の個人情報について、各訓練の指導、技能訓練修了証の交付等の部外技能訓練の実施に係わる目的以外に使用しないものとする。

3.2 仕様書の疑義

本仕様書に疑義が生じた場合、又は本仕様書に明記していないことが生じた場合は、その都度速やかに契約担当官と速やかに協議するものとする。

訓練終了届

番号	件名	被訓練者			訓練期間		備考
		所属	階級	氏名			
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							

上記のとおり終了したので、報告します。

令和 年 月 日

受託者
住居者
会社名
代表者

